

入札説明書等に関する質問(第1回)に対する回答

事業名：（仮称）東大阪市環境センター整備事業

- ・「（仮称）東大阪市環境センター整備事業」の入札説明書等について、令和7年10月29日までに寄せられた質問（入札参加資格審査に係るものを除く。）への回答を公表します。
- ・質問及び意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・各質問への回答は、現時点での東大阪市の考え方を示したものです。入札説明書等の内容について、加筆・訂正等を行う場合は、適宜、改定版等を提示しますのでご注意ください。
- ・質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合があります。

令和7年11月26日

東大阪市

■入札説明書に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字		
1	入札説明書	事業期間等	3	第2	4	(3)				施設整備期間が令和11年2月末日より早期に完成した際、維持管理期間は当初の想定より長期間となるのでしょうか。	入札説明書、要求水準書に記載のとおり、維持管理期間は引渡し日から令和26年3月末日までとしています。 なお、引渡し日は令和11年2月中とし、早める提案は認めません。
2	入札説明書	提案書に関するヒアリング(プレゼンテーション)の実施	13	第4	1	(10)				ヒアリングの実施方法について、施設の用途からも模型やパネル、動画での活用は必要性が低いと思われるため、一律不要として下さい。	ご意見として承ります。
3	入札説明書	提案書に関するヒアリング(プレゼンテーション)の実施	13	第4	1	(10)				ヒアリングの実施とありますが、提案提出時に概要書も提出するため、質疑応答のみとの理解でよろしいでしょうか。	ヒアリングは、質疑応答のみでなく、提案書に関するプレゼンテーションも行っていたことを想定しています。
4	入札説明書	提案書に関するヒアリング(プレゼンテーション)の実施	13	第4	1	(10)				プレゼンテーションの参加人数を10名程度としていただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
5	入札説明書	入札予定価格	15	第4	3					入札予定価格の算定根拠などご開示いただくことは可能でしょうか。	入札予定価格の算定根拠は開示いたしません。
6	入札説明書	入札予定価格	15	第4	3					導入可能性調査から予定価格が減額されておりますが、減額になった理由及び項目を教えてください。	導入可能性調査時点において、予定価格の公表は行っておりません。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字		
1	要求水準書	要求水準	7	第2	5					敷地条件について地盤レベルの分かる資料を開示いただけないでしょうか。(特に東部)	高低差測量は実施していないため、地盤レベルのわかる資料は公表できません。
2	要求水準書	施設の構成及び規模	9	第2	6	(1)				延床面積の制限について、4,600㎡の95%以上との事ですが面積をもう少し小さくするよう緩和できないでしょうか。	原案のとおりとします。
3	要求水準書	施設の構成及び規模	9	第2	6	(1)				要求諸室ごとの面積下限値はありますか。	要求水準書24頁(5)各室計画をご確認ください。
4	要求水準書	配置予定職員数	10	第2	7	(1)				将来的に増員の見込みをお示しください。	現時点で具体的な想定はないため、お示しできません。
5	要求水準書	配置予定職員数	10	第2	7	(1)				衛生機器の個数算定のための男女比率想定を教えてください。	女性用トイレは、要求水準書33頁に示すとおり、各階1室ずつ(便器・洗面所)計画してください。
6	要求水準書	配置予定車両	10	第2	7	(2)				将来的に増加の見込みをお示しください。	現時点で具体的な想定はないため、お示しできません。
7	要求水準書	配置予定車両	10	第2	7	(2)				各車両の軌跡を確認するため諸元をお示しください。	緒元はお示しできません。要求水準書に記載の車両規模を参考にしながら、余裕をもった計画としてください。
8	要求水準書	配置予定車両	10	第2	7	(2)				車両軌跡やスロープ勾配検討のため、各車両の車種を教えてください。	質問No.7の回答を参照してください。
9	要求水準書	配置予定車両	10	第2	7	(2)				配置予定車両の車両総重量をご教示ください。 また、満載状態で立体駐車場に駐車する可能性はあるでしょうか。 (駐車時は必ず空荷状態と考えてもよろしいでしょうか。)	第1文について、本施設の配置予定車両は、既存施設の保有車両よりメーカー・車種等が変更となる可能性があるため、現時点ではお示しできません。第2文について、基本的に平時においては、処理施設にごみを廃棄してから本施設に戻ってくるため、パッカー車は満載状態ではなく空荷状態で駐車するものとお考えいただいて構いません。ただし、災害時等の有事の際は、処分物が積まれたままの状態での駐車する可能性があります。そのような場合でも対応可能となる計画としてください。
10	要求水準書	配置予定車両	10	第2	7	(2)				平常時において、駐車場の2階に駐車する車両に制限(3.5tパッカー車は2階への駐車を不可とする等)を設けた計画とすることは可能でしょうか。 その場合でも、浸水被害発生時に2階へ退避する時に限っては車両制限なしとします。	将来的に駐車スペースを変更することも考えられるため、立体駐車場の2階に駐車車両の制限を設けることは不可とします。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字		
11	要求水準書	配置予定車両	10	第2	7	(2)				立体駐車場 場内の有効高さはH=2.5mで宜いでしょうか。 また、パッカー車のプレス扉を開いたままで走行または駐車するような使用方法是無いと考えて宜いでしょうか。パッカー車等の車検証を拝見できないでしょうか。	立体駐車場の有効高さについて、車路部分は収集車両等の通行に支障がない計画としてください。駐車スペースの有効高さは、テールゲート全開時に支障がないよう計画してください。なお、車検証は公表できません。
12	要求水準書	多様化する資源物の排出ニーズに対応した回収・保管拠点の整備	11	第3	1	(2)				多様化する排出ニーズに対応可能な施設と記載が御座いますが、多様化する排出ニーズの内容をご教示願います。	法・条例の改正や市の方針の変更等に伴い、回収品目の増加などに対応することを示します。
13	要求水準書		11	第3	2					施設整備の基本性能でZEB-Ready以上の環境性能を確保とありますが、評価は不要で性能が確認できれば良いという理解でよいでしょうか。	要求水準書16頁(2)ケ 環境配慮計画に記載のとおり、ZEB-Ready認証(第三者認証)を取得してください。
14	要求水準書	安全性 機能維持性	12	第3	2					「一定の機能維持」を図る期間はどれくらいを想定でしょうか。	要求水準書20頁(カ)太陽光発電設備・蓄電池設備・充電設備の要求水準をご覧ください。
15	要求水準書	安全性 防犯性	12	第3	2					「外部からの侵入防止」を図る位置:セキュリティラインは、敷地境界線または建物外壁線でしょうか。あるいは時間帯により変化するのでしょうか。	敷地境界線を想定しています。
16	要求水準書	機能性 ユニバーサルデザイン	12	第3	2					事務職員及び収集作業員において車いす利用者や視覚・聴覚障害者の対応は必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書	施設整備の基本性能 利便性	12	第3	2					移動空間、搬送設備とはどのような空間、設備を想定されていますか。	エントランス、廊下、階段、傾斜路、エレベーター、車路、車庫等を想定しています。
18	要求水準書	共通事項	13	第3	3	(1)	ア			1棟の定義を教えてください。複数階で駐車場と事務所棟で往来できれば、1棟とみなされますか。	第1文について、要求水準書における1棟とは、事務所棟と立体駐車場が一つのボリュームとして整備されていることを指します。第2文について、要求水準書における1棟ではありませんが、要求水準書に示すとおり、収集作業員控室のあるフロアを渡り廊下等で接続するなどの計画は可とします。
19	要求水準書	配置・動線計画	13	第3	3	(1)	ア			敷地の地盤高さは、道路レベルと概ね同等となるように整備することありますが、公表資料に敷地のレベル測量資料がないため、詳細な検討ができません。レベル測量図を公表いただけますでしょうか。	質問No.1の回答を参照してください。
20	要求水準書	平面・動線計画	14	第3	3	(2)	ア			「職員数の増減などに柔軟に対応できるよう配慮すること。」とありますが、今後の増員について計画、想定はございますでしょうか。	質問No.4の回答を参照してください。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字		
21	要求水準書	施設計画に関する要求水準	14	第3	3	(2)	ア			職員数の増減などに柔軟に対応できるよう配慮すること。とありますが、計画時はP10により予定職員数は東93名、西99名ですが、職員数の増減の見込みをご教示ください。	質問No.4の回答を参照してください。
22	要求水準書	建築計画	14	第3	3	(2)	ア			セキュリティ区画の形成とはどのような仕様を想定されてますでしょうか。作業員、事務員エリアへのアクセスや階段室、エレベーターに電気錠等のセキュリティをかける必要はありますか。	第1文について、セキュリティ区画の形成とは、職員用と来庁者用のエントランスを別に設けて、職員と来庁者の動線が可能な限り交錯しない計画を期待するものです。第2文について、職員用エントランスは電気錠(ICカードにより施錠)とし、その他諸室についてはシリンダー錠としてください。要求水準書及び要求水準書【別紙4 諸室リスト】を修正します。
23	要求水準書	外構計画	16	第3	3	(2)	キ			「「東大阪市総合雨水対策基本方針」に基づき、雨水流出抑制を行うこと。」となりますが、資料を確認出来ません。資料保管場所URLなどの情報提供を頂けないでしょうか。	「東大阪市総合雨水対策基本方針」につきましては、計画期間が終了しましたので削除いたしました。そのため、要求水準書を修正します。寝屋川流域(本市全域が含まれる)は特定都市河川流域に指定されているため、本施設の整備により1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為が発生するかどうか事業者にて検討・確認したうえで、適切な処置を行ってください。
24	要求水準書	外構計画	16	第3	3	(2)	キ			外構計画にて雨水貯留槽の記載がありますが、貯留量が不明です。想定貯留量をご提示ください。	両施設とも外構仕上げなどに応じた雨水排出量を確認し、必要に応じて雨水貯留槽などの対策を検討ください。
25	要求水準書	要求水準書	16	第3	3	(2)	キ			外構計画にて防火水槽の設置要求がありません。周辺に消防水利があることから、本計画地は防火水槽の設置が不要と考えてよろしいでしょうか。	敷地近辺に消火栓があるため、防火水槽の設置は不要と考えますが、事業者にて関係機関に確認してください。なお、消火栓の位置については、要求水準書【別添資料1 インフラ現況図】をご覧ください。「消」が消火栓のおおよその位置を表しています。
26	要求水準書	要求水準	17	第3	3	(2)	ケ			EV車用充電スペースはスペースの確保のみで機器や配管配線は別途として考えてよろしいでしょうか。	EV車用充電スペースは、車庫内に2台分(普通乗用車程度)の充電設備を整備してください。また、将来用として、2台分のスペース(普通乗用車程度)と空配管を計画してください。要求水準書を修正します。
27	要求水準書	環境配慮計画	17	第3	3	(2)	ケ			EV車はどのサイズの車両を想定すればよろしいでしょうか	普通乗用車程度を想定しています。
28	要求水準書	防災計画	17	第3	3	(2)	シ			マンホールトイレは何ヶ所の設置を想定していますか。	3基程度を想定しています。
29	要求水準書	防災計画	17	第3	3	(2)	シ			「電力の冗長性確保のため、2回線受電方式とすること。」とありますが、2回線受電について電力会社とは協議済でしょうか。協議にて指導事項などあればお知らせください。	供給側接続事前検討・協議を実施しており、両地点ともそれぞれ接続可能と回答を得ております。事前協議の際は、特に指摘事項はありませんでした。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字		
30	要求水準書	要求水準書	17	第3	3	(2)	シ			防災計画にて、2回線受電方式の記載がありますが、送電会社の2社契約を想定しているという理解で良いでしょうか。	送電会社の契約者数は特に指定はありませんが、冗長性確保という観点より、異なる変電所からの2回線受電、あるいは同一変電所においても別バンクから受電することが望ましいと考えています。
31	要求水準書	基本事項	18	第3	3	(4)	ア			「中央監視設備及びごみ収集システム操作用パソコンなどの機器に対する停電時保証時に、無停電電源装置を設置すること。」とありますが、数量は各1台ずつ(計2台)で良いでしょうか。また出力容量やバックアップ時間の指定容量があればご指示ください。	無停電電源装置は、中央監視設備、ごみ収集支援システム用パソコン、大型ごみ受付支援システム用パソコン、電話交換設備、サーバーに設置してください。なお、ごみ収集支援システム及び大型ごみ受付支援システム用のパソコンは、要求水準書に記載のとおり、管理・事務職員執務室に4台、収集作業員控室に2台の合計6台設置予定です。出力容量やバックアップ時間については、要求水準書20頁(カ)太陽光発電設備・蓄電池設備・充電設備の容量も考慮して、事業者にて適切な出力容量・バックアップ時間をご提案ください。要求水準書を修正します。
32	要求水準書	情報通信設備	19	第3	3	(4)	イ	(イ)		「天井内に無線LANアクセスポイント用設備コンセントを設けること。」とありますが、無線LANアクセスポイントの機器本体は別途工事にて準備されると考えてよいでしょうか。	無線LANアクセスポイントの機器本体は、市にて設置します。
33	要求水準書	情報通信設備	20	第3	3	(4)	イ	(イ)		「ネットワーク機器用の電源コンセントは100V接地付とすること。電源はUPSを設置すること。」とありますが、什器・備品リストでは適宜と記載があり、具体的な内容が不明です。対象設備や数量など具体的な指示を頂けないでしょうか。	質問No.31の回答を参照してください。
34	要求水準書	太陽光発電設備・蓄電池設備・充電設備	21	第3	3	(4)	イ	(カ)		「将来の電気自動車充電設備の増設にも配慮した計画とすること。」とする増設の想定は何台・何ヶ所でしょうか。	質問No.26の回答を参照してください。
35	要求水準書	非常用放送設備	21	第3	3	(4)	イ	(キ)		「施設内に緊急放送が流れる設備(非常用放送設備)を整備すること」とありますが、消防法上不要の場合でも設置が必要でしょうか。また駐車場エリアにもスピーカーが必要と考えて良いでしょうか。(一般放送・非常用放送共)	第1文について、消防法に関わらず非常用放送設備を設置してください。第2文について、立体駐車場内にも一般・非常用とも放送可能となるよう、スピーカーなどの放送設備を計画してください。
36	要求水準書	インターホン設備	21	第3	3	(4)	イ	(ク)		来庁者が使用するインターホンの設置場所は、敷地出入口と来庁者エントランスの2か所でしょうか。	来庁者が使用するインターホンは、来庁者エントランス屋外側及び来庁者エントランス屋内側(持込資源回収スペースに近接した位置)に設置してください。また、職員が利用するインターホンは、職員用エントランス屋外側に設置してください。要求水準書を修正します。
37	要求水準書	(ス)入退管理設備	22	第3	3	(4)	イ	(ス)		職員エントランスはカードキーにより入退館を管理できるとありますが、カードキーで管理する箇所は職員エントランスのみで執務室や会議室は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書及び要求水準書【別紙4 諸室リスト】を修正します。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字		
38	要求水準書	給水設備	22	第3	3	(4)	ウ	(エ)		受水槽容量についてですが、「要求水準書P10」に記載された職員数等を参考に算出すれば良いでしょうか。また1日あたりの想定される来庁者数はどの程度でしょうか。	第1文について、ご理解のとおりです。なお、入浴、洗車などのタイミングは要求水準書【別紙3 タイムスケジュール・職員構成】を参照してください。第2文について、具体的な来庁者数の想定はありませんが、受水槽容量に影響を及ぼす人数ではないと考えています。
39	要求水準書	給水設備	22	第3	3	(4)	ウ	(エ)		既設の受水槽容量および、1ヵ月あたりの使用給水量をお知らせ頂くことは可能でしょうか。	既設施設の受水槽容量及び一か月あたりの使用給水量はお示しできません。本施設の規模・利用人数などに応じて、適切な給排水計画としてください。
40	要求水準書	給湯設備	23	第3	3	(4)	ウ	(カ)		既設建物の給湯方式および能力、容量などが分かる資料、図面をご提供頂くことは可能でしょうか。	既設建物の給湯方式及び能力、容量などが分かる資料、図面はお示しすることができません。本施設の規模・利用人数などに応じて、適切に計画してください。
41	要求水準書	AEDの設置に関して	24	第3	3	(4)	エ	(イ)		「AEDを1台以上設置すること、事業期間中にAEDの更新に加えて、保守点検、消耗品の交換を行うこと」と記載がございますが、保守点検の実施や消耗品の交換を効率的に実施するため、AEDをレンタルすることも可能との認識でよろしいでしょうか。	要求水準書45頁に記載のとおり、リース方式による調達は不可とします。
42	要求水準書	大会議室	25	第3	3	(5)	ア			大会議室は食堂としても利用とありますが、会議室内に給湯機器は必要でしょうか。ミニキッチン、洗面等。	会議室内に給湯機器は不要です。ただし、大会議室に近接させた位置に給湯室を計画してください。
43	要求水準書	大会議室	25	第3	3	(5)	ア			大会議室に近接させて倉庫を計画とありますが、どの程度の大きさが必要でしょうか。また、倉庫とはP30記載の倉庫に含まれますか。	第1文について、大会議室に設置予定の什器・備品、利用方法等を踏まえて、倉庫は適切な面積としてください。第2文について、大会議室に近接させる倉庫の面積は要求水準書30頁に記載の倉庫に含まれます。
44	要求水準書	職員用エントランス	26	第3	3	(5)	ア			管理用階段と近接させるとありますが、一般利用の階段と管理用階段は別に設ける必要はありますでしょうか。	来庁者用と管理用の階段は別途設けてください。
45	要求水準書	車庫	26	第3	3	(5)	イ			立体駐車場のスロープに屋根は必要でしょうか。	立体駐車場のスロープ(斜路部分)に屋根を設けない計画も可とします。ただし、平常時において、職員が雨に濡れることなく車両から乗降でき、立体駐車場から事務所棟まで安全に移動できることに加えて、将来的なメンテナンスにも配慮した計画としてください。また、災害発生時には屋根付スペースに収集車両を退避可能な計画としてください。要求水準書を修正します。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字		
46	要求水準書	車庫	26	第3	3	(5)	イ			既存西部環境センターでは駐車場棟の階高(天井高)がパッカー車の高さに対して、大幅に高い寸法となっていますが、パッカー車より高い車両の進入の可能性や、高さの必要な作業はありますでしょうか。	質問No.11の回答を参照してください。
47	要求水準書	車庫	27	第3	3	(5)	イ			ストックヤードはどの程度の面積が必要でしょうか。	少なくとも50㎡程度の面積確保が必要と考えていますが、将来の柔軟性を考慮し、可能な限り広い面積が確保されることが望ましいです。
48	要求水準書	車庫	27	第3	3	(5)	イ			ストックヤードの要求面積の記載がありませんのでご提示ください。	質問No.47の回答を参照してください。
49	要求水準書	車庫	27	第3	3	(5)	イ			立体駐車場内に大型ゴミ等を保管するストックヤードを設ける場合、車庫との異種用途区画が発生するため、耐火構造の壁、防火設備の扉で区画する必要があります。現施設と同様のオープンな空間となりませんがよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、異種用途区画が発生するため、現施設のようにオープンな空間は難しいと考えています。関係法令等に則り、適切な設備を計画してください。
50	要求水準書	車庫	27	第3	3	(5)	イ			臭気対策はストックヤードからの臭気を対象とし、パッカー車からの臭気対策は事業者提案との認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。パッカー車から発生する臭気に対しても、周辺環境に対して拡散防止するための工夫を行ってください。
51	要求水準書	車庫	27	第3	3	(5)	イ			将来用のEV車充電可能な設備を2台分設置する駐車スペースは、「第27職員等の構成」に示す各種車両の車両とは別で2台分の確保が必要ということでしょうか。	質問No.26の回答を参照してください。
52	要求水準書	車庫	27	第3	3	(5)	イ			EV車充電スペースは1階への配置も可能でしょうか。また、想定されているEV車の車両寸法は普通車程度と考えて宜しいでしょうか。	第1文について、1階に設置する計画も可とします。第2文について、ご理解のとおりです。
53	要求水準書	車庫	27	第3	3	(5)	イ			将来用のEV車充電可能な設備は、空配管のみと考えて宜しいでしょうか。	質問No.26の回答を参照してください。
54	要求水準書	洗車スペース	27	第3	3	(5)	イ			屋外に設置する場合でも洗浄水の排水は污水系統としてよろしいでしょうか。またグリストラップ等の設置は必要ないでしょうか。	第1文について、敷地内は雑排水系統として計画ください。なお公共下水道は合流式となっています。第2文について、要求水準書「別紙4 諸室リスト」に示すとおり、車庫と洗車スペースに油水分離槽を設けてください。
55	要求水準書	洗車スペース	27	第3	3	(5)	イ			「3台分の必要スペースを確保すること。」とありますが、1日あたりの洗車台数および1台あたりの洗車時間、排水量は分かりますでしょうか。	現時点で具体的な想定はありませんので、事業者にて適切にお見込みください。
56	要求水準書	浴室・脱衣室	29	第3	3	(5)	イ			浴室については、職員の使用前提のため、公衆浴場法の対象外との認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字		
57	要求水準書	浴室・脱衣室(女)	29	第3	3	(5)	イ			ユニットバスの大きさをお示しください。またシャワーユニットで代用することは可能でしょうか。	第1文について、1名で利用するにあたり適切な大きさとしてください。第2文について、シャワーユニットでの代用は不可です。
58	要求水準書	作業靴置き場	29	第3	3	(5)	イ			作業靴置き場には、所長、管理職員、事務職員の方のスペースも必要でしょうか。	作業靴は、ごみ収集の現場へ向かう際の靴を指すため、現場へ出る場合が想定される全職員分のスペースが必要となります。要求水準書を修正します。
59	要求水準書	手足洗場	30	第3	3	(5)	イ			作業靴を履いたまま洗うか、履き替えてから洗うか、どのような使われ方をするのかご提示ください。	使用方法は様々想定されるため、作業靴を履いたままでも洗うことができるように、適切な設備を事業者にて提案してください。
60	要求水準書	休養室	30	第3	3	(5)	イ			男女分けて設置する必要はないでしょうか。	男女別に分けて設置する必要はありません。
61	要求水準書	休憩室	30	第3	3	(5)	イ			自動販売機の設置・管理運営は事業者の所掌区分でしょうか。	自動販売機の設置・管理運営は別途発注予定です。
62	要求水準書	持込資源回収スペース	31	第3	3	(5)	ウ			小型充電式電池とは、リチウムイオンバッテリーを含むとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
63	要求水準書	持込資源回収スペース 拠点回収品目保管スペース	31	第3	3	(5)	ウ			搬出にはコンテナ車両を使用するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書	給湯室	32	第3	3	(5)	エ			会議室及び収集作業員控室近くの給湯室には、加熱調理機器を設置するとありますが、どの程度の厨房機器を設置しますか。ミニキッチンとの記載がありますが、100名程度の利用と考えるとミニキッチンでは小さいと思われます。最低シンクが2～3は必要と考えます。また加熱調理機はIHとし、2口コンロ1台程度で宜しいでしょうか。	第1文について、加熱調理機器はIHやガスコンロを想定しています。第2文について、利用人数に応じて適切な大きさのキッチンをご提案ください。要求水準書及び要求水準書【別紙5 什器・備品リスト】を修正します。第3文について、ご理解のとおりです。
65	要求水準書	来庁者エントランス	32	第3	3	(5)	エ			来庁者用の下駄箱、傘立ては何人分を想定すればよろしいでしょうか。	10人程度分お見込みください。
66	要求水準書	来庁者エントランス	32	第3	3	(5)	エ			来庁者用エントランスに設置する下駄箱、傘立ては何人分設ける想定かご提示下さい。	質問No.65の回答を参照してください。
67	要求水準書	トイレ	33	第3	3	(5)	エ			女性用トイレの1室とは、便器が1個の1個室ということでしょうか。	ご理解のとおりです。便器に加えて洗面台も設置してください。
68	要求水準書	職員用駐輪場	33	第3	3	(5)	オ			自動二輪と自転車の駐輪スペースを明確に分ける必要はありますか	明確に分ける必要はありません。ただし、安全性に配慮した計画としてください。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字		
69	要求水準書	ごみ置場	34	第3	3	(5)	オ			立体駐車場内に設置してもよろしいでしょうか。	市が許可する業者の収集車両が容易に寄り付ける位置で、かつ収集作業に支障のない場所であれば、立体駐車場内に設置する計画も可とします。
70	要求水準書	土壌汚染調査	37	第4	2	(1)	イ			土壌汚染については存在する恐れがないとのことですが、市と協議の上調査が必要な場合は、費用及び工期等については別途協議と考えてよろしいでしょうか。	要求水準を踏まえて、必要に応じて土壌汚染調査を実施してください。調査に係る費用は事業者にて負担してください。調査の結果、土壌汚染が確認された場合に生じた費用は、事業契約書に基づき合理的な範囲で市が負担します。
71	要求水準書	要求水準	37	第4	2	(1)	イ			事業締結後、土壌汚染調査を別途実施した際に土壌汚染有りと結果が出た場合、対処に価格費用は提案価格とは別途、市より支払いを頂ける認識でよろしいでしょうか。	質問No.70の回答を参照してください。
72	要求水準書	埋蔵文化財試掘調査	37	第4	2	(1)	ウ			試掘調査は不要との理解でよろしいでしょうか	計画建物の配置や規模など設計の内容によっては事前の確認調査(試掘)が必要となる場合があります。また、当該確認調査(試掘)で重要な遺構・遺物等の埋蔵文化財が検出された場合には、本発掘調査を実施する場合があります。試掘調査及び本発掘調査は市の費用負担にて実施します。なお、試掘調査が必要となった場合、実施時期は令和9年度、期間は2週間程度を見込んでおります。要求水準書を修正します。
73	要求水準書	要求水準書	37	第4	2	(1)	ウ			各種許認可申請手続きについて、手数料は発注者負担と考えて宜しいでしょうか。	各種許認可申請手続きにかかる手数料は、事業者負担とします。
74	要求水準書	埋蔵文化財試掘調査	37	第4	2	(1)	ウ			工事中に遺跡や遺物が発見された場合は、費用及び工期等については別途協議と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	要求水準書	要求水準	37	第4	2	(1)	ウ			西部環境センター整備中に出土品などが出てきた際対処及び工期延長に掛かる費用などは提案価格とは別途、市より支払いを頂ける認識でよろしいでしょうか。	事業契約書に基づき、市が費用を負担します。
76	要求水準書	要求水準書	37	第4	2	(1)	エ			電波障害は机上検討でよろしいでしょうか。調査要領資料があればご提示ください。	第1文について、机上検討に基づいて、実測調査を行ってください。第2文について、調査要領資料は特にありませんので、事業者にて適宜判断して調査を実施してください。
77	要求水準書	要求水準書	37	第4	2	(1)	オ			周辺家屋調査の対象範囲及び構造種別、延べ面積、敷地面積をご提示ください。	周辺家屋調査の実施範囲については、計画地より概ね20m程度を想定していますが、敷地の形状、建築物の位置、工事用重機等の作業範囲、周辺の状況等を考慮して、具体的な調査範囲は事業者にて判断し、詳細は事前に市と協議のうえ決定してください。周辺家屋の構造種別、延べ面積、敷地面積は把握していませんので、事業者にて判断のうえ、調査を実施してください。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字		
78	要求水準書	要求水準	37	第4	2	(1)	カ			別添資料4 アスベスト調査結果を基にアスベスト撤去費は提案価格に含ませて頂きますが、工事着手前の調査段階で別添資料4 アスベスト調査結果内容とは別に、新たにアスベストがあると発覚した際の対処費用は、提案価格とは別途市より支払いを頂ける認識でよろしいでしょうか。	アスベスト撤去について、要求水準書【別添資料4 アスベスト調査結果】に示す調査箇所以外であっても、【別添資料6 既存施設図面】を参考として、アスベスト含有が想定される範囲を事業者にてご判断いただき、適切に費用をお見込みください。
79	要求水準書	要求水準書	37	第4	2	(1)	カ			【別添資料4 アスベスト調査結果】及び【別添資料5 PCB調査結果】以外で発見された場合は、発注者と受注者間の公平な立場に基づき、協議を行った上で、費用精算を行うようにしてください。	アスベスト撤去に係る費用は、要求水準書【別添資料4 アスベスト調査結果】に示す調査箇所以外であっても、【別添資料6 既存施設図面】を参考として、アスベスト含有が想定される範囲を事業者にてご判断いただき、適切に費用をお見込みください。なお、PCBについては【別添資料5 PCB調査結果】に示す機器以外には、保有していないものと考えています。
80	要求水準書	要求水準	37	第4	2	(1)	カ			令和9年3月がPCBの処分期限となっており、事業契約締結から処分期限までの期間が短いため、処分が間に合わない可能性があります。PCBの撤去は事業範囲から外していただけないでしょうか。	要求水準書【別添資料5 PCB調査結果】に示すPCB含有機器は、解体撤去時に事業者にて取り外しを行い、西部環境事業所敷地内の市が指定する箇所に保管してください。なお、保管方法については、本市と別途協議することとします。その後、本市が別途委託する業者にて、運搬・処理を実施する予定です。PCB撤去に関する官民の役割分担が不明確であったため、要求水準書を修正します。
81	要求水準書	要求水準書	39	第4	3	(4)	アイ			基本設計、実施設計の提出で求められる透視図について、複数か所と記載有りますが、カット数をご教示願います。	事業者にて判断してください。
82	要求水準書	工事費内訳書	40	第4	3	(4)	イ			内訳書の作成ソフト(例えば「建築コスト管理システム研究所：RIBC2」)に指定はありますか。	特に指定はありません。
83	要求水準書	解体業者及び関連業務	46	第4	7	(3)	ア			既設関連(西部環境事業所)内の家具、什器、備品等については市にて移設、処分を行う。とありますが造り付け家具についても移転、処分をしていただけるものとして考えてよろしいでしょうか。残置物がある場合は物品名、数量をご教示ください。	建物の床や壁に固定された家具については、事業者にて撤去してください。
84	要求水準書	事業者の創意工夫やノウハウの活用について	47	第5	1	(1)	ア			「事業者の創意工夫やノウハウの活用に、事業者の知見に基づく、効率的な業務実施を行うこと」と記載がございますが、人件費の高騰や物価変動に伴い、入札予定価格を超えない提案を行うため、点検回数や清掃回数は、要求性能の維持し、法を遵守することを前提に、事業者の提案にさせていただきたい。	要求水準を満たし、かつ関係法令を遵守したうえで、事業者にてご提案ください。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字		
85	要求水準書	事業者の創意工夫やノウハウの活用について	47	第5	1	(1)	ア			「事業者の創意工夫やノウハウの活用に、事業者の知見に基づく、効率的な業務実施を行うこと」と記載がございますが、当事業を実施するにあたり、入札説明書に記載されている入札予定価格以内に納めるため、業務の一部において、市(環境センター)職員の協力をいただくことは可能でしょうか。 (例:最終退館者や浴場の最終使用者による、浴槽の栓抜きなど)	職員の通常業務に支障がない範囲に限り、職員の協力については協議に応じるものとします。
86	要求水準書	施設の閉庁時間等について	47	第5	1	(2)	ウ			「施設の閉庁日は、東大阪市の休日を定める条例 第 2 条 第1項に規定する 市の休日 及び 1月1日から1月3日 とする。」と記載がございますが、条例では、12月29日から翌年の1月3日までの日との記載がございます。当施設では、12月29日から12月31日までは、開庁日との認識でよろしいでしょうか。 また、12月29日から12月31日までに土日がある場合はどのような開庁スケジュールとなるのでしょうか。	第1文について、本施設の閉庁日は、東大阪市の休日(日曜日及び土曜日)及び1月1日から1月3日となります。要求水準書を修正します。よって、ご認識のとおり、12月29日から12月31日までは、基本的には開庁日となりますが、第2文のような場合、開庁スケジュールは協議により決めています。
87	要求水準書	施設の開庁時間等	48	第5	1	(2)	ウ			執務のために閉庁時間に職員等が在庁している場合があると記載が御座いますが、事業者も職員の方が在庁されている間は滞在するのでしょうか。	本事業において、事業者の常駐は求めています。
88	要求水準書	(3)実施体制	48	第5	1	(3)	ア			業務責任者は複数の業務の責任者を兼務することは可能でしょうか。	業務上支障がないと判断できる限りにおいて、兼務することを認めます。
89	要求水準書	業務月報の提出期限について	49	第5	1	(5)	ア			業務月報の提出期限について翌月10日までとありますが、年末年始やゴールデンウィークなど、祝日等により営業日が少なく実務上作成が難しい時期は提出期限を延長するなど柔軟にご対応いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書	業務報告書の作成について	50	第5	1	(5)	ア			業務報告書の作成について、法定点検に係る報告の提出期限が毎年度末とありますが、実務上、3月実施の法定点検の報告書は早くても翌月しか業者から受領は困難です。提出期限は、毎年度末(3月31日)ではなく、翌年度4月末でよろしいでしょうか。	法定点検に係る報告書の提出期限については、点検状況によって協議に応じるものとします。
91	要求水準書	駐車場等管理業務	54	第5	4					パッカー車などの業務車両の衝突等による破損に対する補修費は貴市が付保する火災保険で対応するとの理解でよろしいですか	パッカー車など業務車両が衝突した要因により、費用負担割合は事業契約書に基づき協議を行います。協議により市が負担する場合においても、火災保険で対応するかどうかは現時点で回答できません。
92	要求水準書	(1)業務概要	54	第5	4	(1)				立体駐車場についても、機械警備が必要となるのでしょうか。	立体駐車場内にも機械警備を行ってください。具体的な防犯設備は施設用途などを考慮して、事業者にて提案してください。
93	要求水準書	清掃業務	56	第5	8					トイレトーパー等衛生消耗品については、事業者で用量を予測することが不可能ですので、貴市で購入して頂き、数量管理、補充、設置のみを事業者の業務としてください。	原案のとおりとします。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字		
94	要求水準書	(2)要求水準	57	第5	8	(2)	イ			執務室の日常清掃は、音などに配慮すれば開庁時間に実施する提案も可能という理解でよろしいでしょうか。(開庁時間帯に実施が不可な箇所があればご教示ください)	第1文について、清掃音等に配慮したうえで、開庁時間帯に日常清掃を実施する提案も可とします。第2文について、要求水準書【別紙3 タイムスケジュール・職員構成】に示すとおり、管理・事務職員執務室と収集作業員控室の一部において、開庁時間帯に職員等が執務を行っていることに十分に配慮したうえで、清掃計画を提案してください。
95	要求水準書	(2)要求水準	58	第5	8	(2)	エ			執務室内の各個人のゴミ箱のゴミ回収は職員様にて実施頂き、各階の中間ゴミ箱からの回収を事業者で実施するという理解でよろしいでしょうか。	回収に関する分担はご理解のとおりです。なお、中間ゴミ箱の設置は事業者負担としてご提案ください。
96	要求水準書	引継協議に係る提出書類	60	第5	11	(3)				建物劣化診断報告書は事業者から第三者へ委託する理解で良いでしょうか。	事業者にて適宜判断してください。なお、必ずしも第三者への委託を求めるものではありません。
97	要求水準書	建物劣化診断報告書について	60	第5	11	(3)				引継ぎ時に提出する建物劣化診断報告書について、①目視点検や設備機能確認点検、手の届く範囲の打診調査など程度の劣化診断でよろしいですね。②多額の費用が発生する躯体のコア抜きなどは対象外との認識でよろしいですね。	ご理解のとおりです。
98	要求水準書	事業者の経営等に関する報告の関連書類の提出期限について	63	第6	2	(2)				事業者の経営等に係る書類の提出に関して、「事業契約の締結後○日以内」等の定めがありますが、この事業契約の締結というのは、本契約の締結という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	要求水準書	その他								給排水引込分担金・市納付金等は別途と考えてよろしいでしょうか。ご指示ください。	給排水引込分担金・市納付金は事業者にて適切にお見込みください。
100	要求水準書	その他								西部環境事業所の敷地南側の道路を挟んだ駐車場部分(現在ゴミ収集車が数台駐車している)を、現場事務所用地としてお借りすることは可能でしょうか。	当該箇所は民有地であるため、市より許可することはできません。

■要求水準書(別紙・別添資料・その他)に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所	質問	回答
1	要求水準書 (別紙・別添資料・その他)	【別紙2】事業予定地図 (仮称)東部環境センター	-	要求水準書7頁において、北側道路は「英田北86号線 幅員約6.0m」と記載されていますが、別紙2を計測すると約8mあります。何れが正でしょうか。	北側道路幅員は約8mが正となります。そのため、要求水準書を修正します。
2	要求水準書 (別紙・別添資料・その他)	【別紙2】事業予定地図 (仮称)東部環境センター	-	敷地の高低測量図をお示ください。	要求水準書に関する質問No.1の回答を参照してください。
3	要求水準書 (別紙・別添資料・その他)	【別紙2】事業予定地図 (仮称)西部環境センター	-	敷地の高低測量図をお示ください。	要求水準書に関する質問No.1の回答を参照してください。
4	要求水準書 (別紙・別添資料・その他)	【別紙2】事業予定地図 (仮称)西部環境センター	-	建築基準法上の敷地は地番72-3のみで、地番72-7は除外することよろしいでしょうか。また地番72-7の土地利用は東大阪市の認定道路であり、敷地境界線の囲障工事等に伴い、現況復旧するものとしてよろしいでしょうか。	第1文について、ご理解のとおりです。第2文について、地番72-7は現在認定道路ではありませんが、要求水準書16頁に示すとおり、側溝の仕様、車両や人の出入口の切り下げ部分等の仕様については、本市土木部道路管理室と別途協議の上、決定してください。
5	要求水準書 (別紙・別添資料・その他)	【別紙3】タイムスケジュール ・職員構成	-	給湯設備 1日あたりの浴室の利用人数についてお知らせください。 要求水準書 別紙3のタイムスケジュール・職員構成に記載の人数全員が入浴され则认为、給水・給湯機器などの能力を選定すればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書 (別紙・別添資料・その他)	【別紙4】諸室リスト	No.9,10	車庫および洗車スペースに油水分離槽を設けることとありますが、想定される油水分離槽の必要容量が分かりましたらお知らせください。	排水エリアの駐車台数及び洗車台数に基づき算定してください。
7	要求水準書 (別紙・別添資料・その他)	【別紙5】備品リスト	No.13,45,81	管理・事務職員執務室と大会議室、収集作業員控室に設置するAEDについては、同フロアに1台あればよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
8	要求水準書 (別紙・別添資料・その他)	【別紙5】備品リスト	No.39,50	管理・事務職員用会議室、大会議室に設置する ワイド液晶ディスプレイの大きさについては提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書 (別紙・別添資料・その他)	【別紙5】備品リスト	-	各室の書類棚や物品棚等、数量が適宜のものが多く積算できません。 想定される使用人数や、参考として現況建物で使用している個数等、事業者側で想定が可能となる情報をご提示ください。	各室の想定される使用人数は、要求水準書【別紙3 タイムスケジュール・職員構成】及び要求水準書の各室計画を参照いただき、必要となる什器・備品を設定してください。
10	要求水準書 (別紙・別添資料・その他)	【別添資料6】既存施設図面	-	「既存施設図面」ですが、電気設備図・機械設備図が添付されていませんのでご提供いただけないでしょうか。	電気設備図・機械設備図はありません。

■要求水準書(別紙・別添資料・その他)に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所	質問	回答
11	要求水準書 (別紙・別添資料・その他)	【別添資料7】 残置物概況図	-	東部環境事業所の計画地は更地となっておりますが、要求水準書別添資料7(仮称)東部環境センター敷地 残置物概況図以外にも既存の排水桝等が一部残っておりまして、地中埋設物等については残置物概況図以外のものが残置されていた場合は別途協議と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	要求水準書 (別紙・別添資料・その他)	その他(共通)	-	東部環境センター及び西部環境センターの敷地及び周辺道路の高低差が分かる測量図等を頂けないでしょうか。	要求水準書に関する質問No.1の回答を参照してください。
13	要求水準書 (別紙・別添資料・その他)	その他(共通)	-	東部環境センター及び西部環境センターの敷地内に既存給排水引込がある場合、位置および口径をお知らせください	概要については要求水準書【別添資料1 インフラ現況図】に示していますが、詳細は事業者にて関係機関に確認してください。
14	要求水準書 (別紙・別添資料・その他)	その他(共通)	-	東部環境センター及び西部環境センターの敷地内に既存給排水引込がある場合、既存利用することは可能でしょうか。または本管接続部から撤去し、再度引込工事が必要となりますでしょうか。	(仮称)西部環境センターの敷地内については既存給排水引込の流用は可能と想定していますが、事業者にて適宜判断してください。
15	要求水準書 (別紙・別添資料・その他)	その他(共通)	-	東部環境センター及び西部環境センターの上下水引込、給水メーター設置に関して加入金・負担金の発生有無が把握できませんので、別途とさせて頂いて宜しいでしょうか。	当該業務に係る費用については事業者の負担とします。
16	要求水準書 (別紙・別添資料・その他)	その他(東部)	-	既存の仮囲いについては、事業者にて撤去処分でしょうか。	(仮称)東部環境センター敷地の北側・東側のフェンス等(仮囲い)は、本事業において全撤去のうえ新たなフェンスなどを設置してください。隣地境界付近のフェンス等は、必ずしも撤去する必要はありませんが、撤去の如何に関わらず、本事業において新たなフェンス等を設ける計画としてください。なお、撤去する場合の費用は事業者の負担とします。
17	要求水準書 (別紙・別添資料・その他)	その他(東部)	-	外周部にコンクリート基礎が残置されていると思われませんが、個数、大きさをご教示願います。	市にて把握している情報は要求水準書【別添資料7(仮称)東部環境センター敷地 残置物概況図】に示す内容が全てとなります。
18	要求水準書 (別紙・別添資料・その他)	その他(東部)	-	既存埋設配管等はないと考えてよろしいでしょうか。	質問No.17の回答を参照してください。
19	要求水準書 (別紙・別添資料・その他)	その他(西部)	-	既存建物の備品等残置物は無くなるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書(別紙・別添資料・その他)に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所	質問	回答
20	要求水準書 (別紙・別添資料・その他)	その他(西部)	-	既存建物と外周フェンスの隙間にある産業廃棄物と思われるガラ等については処分いただける(別途)と考えてよろしいでしょうか。 (数量、品目が分かりかねます)	屋外のガラの撤去は、市にて実施します。
21	要求水準書 (別紙・別添資料・その他)	その他(西部)	-	既存建物の第一種特定製品があれば、数量、品番をご教示願います。	当該製品の数量、品番については把握しておりません。事業者にて適切にお見込みください。

■様式集(構成・作成要領)に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	英字		
1	様式集	様式集	3	7						施設整備業務に関する提案書の枚数制限は、東部および西部環境センターの2事業所分をあわせた枚数と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	様式集	様式集	3	10						基礎審査項目チェックリスト(様式10-1)の様式はいつ配布予定でしょうか。	word形式にて公表済みです。
3	様式集(様式集の構成・作成要領)	【様式 4】入札に関する提出書類	6	第2	2	(2)				封筒の表書に記載する様式分類名とは「入札に関する提出書類」でよろしいでしょうか。	封筒の表書に記載する様式分類名の文言は「入札書」とします。様式集(構成・作成要領)を修正します。
4	様式集(様式集の構成・作成要領)	【様式 6～様式 10】提案書	7	第2	2	(2)				提出部数は正 1 部、副 19 部の計 20 部とありますが、データも提出しますので、提出部数の削減をお願いしたいです。	原案のとおりとします。
5	様式集(様式集の構成・作成要領)	【様式 6～様式 10】提案書	7	第2	2	(2)				表書に記載する様式分類名は「事業計画に関する提案書、施設整備業務に関する提案書、維持管理業務に関する提案書、提案概要、基礎審査項目チェックリスト」を記載することでよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
6	様式集(様式集の構成・作成要領)	【様式 6～様式 10】提案書	7	第2	2	(2)				インデックスには様式名(様式6～10)を記載するとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。 様式分類ごとに「様式6」、「様式7」…等と記載したインデックスをつけてください。
7	様式集(様式集の構成・作成要領)	【様式 11、様式 12】計画図面等	7	第2	2	(2)				提出部数は正 1 部、副 19 部の計 20 部とありますが、データも提出しますので、提出部数の削減をお願いしたいです。	原案のとおりとします。
8	様式集(様式集の構成・作成要領)	【様式 11、様式 12】計画図面等	7	第2	2	(2)				備品リストにメーカー名を記載する欄がありますが、副本分には欄を削除すればよろしいでしょうか	副本分については、「メーカー」及び「品番」の欄を削除又は空欄としてください。
9	様式集(様式集の構成・作成要領)	【様式 11、様式 12】計画図面等	7	第2	2	(2)				インデックスには様式番号(様式11-1～11-14、様式12-1～12-14)を記載するとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。 様式番号ごとに「様式11-1」、「様式11-2」…等と記載したインデックスをつけてください。
10	様式集(様式集の構成・作成要領)	【様式 11、様式 12】計画図面等	7	第2	2	(2)				様式11及び様式12を1ファイルにまとめて提出させていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

■様式集に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(加)	英字		
1	様式集	様式 5-1 入札価格内訳書								A-2に含まれるSPCの開業に伴う費用、保険料は消費税が非課税のものが含まれますが、それらも課税扱いして記入すればよろしいでしょうか。非課税分の消費税を抜くと様式5-5と齟齬が生まれます。	消費税が非課税のものは、課税扱いせずに記入してください。様式5-5を修正します。
2	様式集	様式 5-6 維持管理等の対価(サービス対価B)支払表								57行目(令和25年4月～令和25年6月)以降の支払い時期の年が1年ずれています。修正をお願いします。	現在ウェブサイトに掲載している様式をご使用ください。
3	様式集	様式 5-7 資金収支計画表								キャッシュフローにおける令和26年度分の収入を記入するために、令和26年度の列を追加してもよろしいでしょうか	入札参加者の提案により、必要であれば適宜追加してください。
4	様式集	様式 6-5 地域社会及び地域経済への配慮								地元からの資材調達、地元企業の活用、地元の人材雇用などありますが、コンソーシアム以外の具体的な企業名や団体名等は提案書に記載可能でしょうか。	正本分についてはご理解のとおりです。副本分については、企業名・団体名等は記載しないでください。
5	様式集	様式 6-6 事業スケジュール表								SPC設立スケジュールは落札者決定の時期に左右されます。本様式に記載する時期と異なる可能性があることを了承いただきたいです。	入札説明書に記載のとおり、落札者の決定は3月下旬を想定し、5月下旬の仮契約締結までにSPCを設立することを求めています。SPC設立スケジュールは、最終的には、基本協定書に基づき協議の上決定します。
6	様式集	様式 6-7 資金調達計画書における建中ローンの記載について								建設期間中の必要資金に関して外部借入を活用する場合、様式6-7の資金調達計画書「1.資金調達の概要について」には、建中ローンを記載する必要がありますか。必要な場合、表中の外部借入等に記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	様式集	様式 11-14、12-14 什器・備品リスト								品番からメーカーが判別可能だと思いますが、副本に記載してもよろしいでしょうか。	副本分については、「メーカー」及び「品番」の欄を削除又は空欄としてください。

■基本協定書(案)に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所			質問	回答
			頁	条	項		
1	基本協定書(案)	業務の委託、請負	4	第6条	1	この条文では構成企業しかSPCから業務を委託、請け負い出来ず、出資をしない協力企業は構成企業からの委託、請け負いしかできなくなっております。協力企業もSPCから直接業務を委託、請け負いが出来る形に修正お願いします。	原案のとおりとします。 本条項の「設計企業」、「建設企業」等は第1条に規定のとおり、「構成企業」であることを条件としているわけではありません。従って、本条項は、協力企業がSPCから業務を請負又は受託することを妨げるものではありません。
2	基本協定書(案)	構成企業の連帯責任及び代表企業の義務	4	第7条	2	事業者が市に対して負担する債務につき、事業者と連帯して当該債務を負担するとありますが、基本協定書は各構成企業が当事者となることから、連帯して負担することが困難です。各構成員への直接的な責任及び負担として頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。 本条項は当該構成企業及び協力企業が事業者から請負又は受託した範囲内で事業者の市に対する債務についての連帯債務負担を規定するもので、構成企業や協力企業が連帯して負担することが困難ということはないと考えています。
3	基本協定書(案)	事業契約不調の場合における処理	7	第12条	1	事業契約に至らなかった場合、落札者は連帯して落札額の100分の5に相当する違約金を市に支払うものとし、とありますが、連帯するのは、該当する帰責者のみとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
4	基本協定書(案)	賠償金	7	第13条	1	構成員を変更し対応した場合は賠償金は発生しないとの認識でよいでしょうか。	第8条第5項は独禁法違反等の入札手続に関する不正行為を対象とするものであるため、該当構成員を変更した場合でも本条項(第13条第1項)の賠償金は発生します。
5	基本協定書(案)	賠償金	7	第13条	3	本項に基づき、落札者に賠償金の支払義務が生じた場合において、貴市が事業契約を解除せず、事業者に事業契約第75条第3項又は第79条第5項若しくは第6項に定める違約金の支払義務が発生していない場合、事業者は、当該賠償金について連帯債務を負わないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	基本協定書(案)	賠償金	7	第13条	3	事業契約第75条第3項、第79条第5項および第6項に規定する違約金のほか、SPCに対して更に賠償金として支払義務が課される可能性のある規定となっており、その場合、賠償金の支払に備えて、リザーブ対応等に多額の資金が必要となります。当該リザーブは、資本金や劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、本項を削除いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 本条項による違約金の支払は第8条第5項を前提としているところ、同様の事由は事業契約書第75条第1項第5号及び第79条第1項第7号にも規定されているところであり、事業契約書の規定以上に違約金支払事由を拡張しているものではないと考えます。なお、本条項における違約金の支払義務者は落札者であって事業者ではありません。
7	基本協定書(案)	協定書の有効期間	8	第16条	1	有効期間は、本協定締結の日から事業契約の契約期間の終了時までとなっておりますが、事業契約の締結日までとして頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。

■事業契約書(案)に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所			質問	回答
			頁	条	項		
1	事業契約書(案)	許認可、届出等	11	第11条	5	貴市において増加費用をご負担いただく場合で、事業者に金融費用が発生するケースにおいては、合理的な範囲でご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	当該事由と金融費用の発生に合理的な因果関係がある場合において、発生した費用のうち合理的な範囲の金額を負担します。
2	事業契約書(案)	入札説明書、要求水準書の不備・誤謬又は内容変	12	第13条	1	貴市において増加費用又は損害をご負担いただく場合で、事業者に金融費用が発生するケースにおいては、合理的な範囲でご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.1の回答を参照してください。
3	事業契約書(案)	事前調査業務及び関連業務	13	第16条	7	貴市において増加費用及び損害をご負担いただく場合で、事業者に金融費用が発生するケースにおいては、合理的な範囲でご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.1の回答を参照してください。
4	事業契約書(案)	事前調査業務及び関連業務	13	第16条	8	貴市において増加費用及び損害をご負担いただく場合で、事業者に金融費用が発生するケースにおいては、合理的な範囲でご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.1の回答を参照してください。
5	事業契約書(案)	本施設等の設計	14	第19条	7	貴市において増加費用をご負担いただく場合で、事業者に金融費用が発生するケースにおいては、合理的な範囲でご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.1の回答を参照してください。
6	事業契約書(案)	事業契約書(案)	14	第19条	3	実施設計完了時に大要別紙4～及び完成模型を市に提出する。とありますが、完成模型図の記載はありません。誤記と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)を修正します。
7	事業契約書(案)	設計の変更	15	第21条	2	貴市において増加費用をご負担いただく場合で、事業者に金融費用が発生するケースにおいては、合理的な範囲でご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.1の回答を参照してください。
8	事業契約書(案)	法令変更等による設計変更等	15	第22条	3	貴市において増加費用をご負担いただく場合で、事業者に金融費用が発生するケースにおいては、合理的な範囲でご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.1の回答を参照してください。
9	事業契約書(案)	本施設等の建設等に伴う近隣対策	19	第32条	4	貴市において増加費用をご負担いただく場合で、事業者に金融費用が発生するケースにおいては、合理的な範囲でご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.1の回答を参照してください。
10	事業契約書(案)	工事の中止	20	第34条	2	貴市において増加費用ないしは損害をご負担いただく場合で、事業者に金融費用が発生するケースにおいては、合理的な範囲でご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.1の回答を参照してください。

■事業契約書(案)に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所			質問	回答
			頁	条	項		
11	事業契約書(案)	事業契約書 操作・運用マニュアルの作成	20	第36条	1	マニュアルを6部作成となっていますが、エクセルやワードデータで作成した場合、部数は事業者側で必要な部数としても良いのでしょうか。	原案のとおりとします。
12	事業契約書(案)	事業者による本施設等の引渡し及び市による所有権の取得	21	第40条	1	プロジェクトファイナンスでの融資実行に際して、金融機関に対し、引渡しを確認できる証憑の提出を必要とします。引渡し後に貴市から引渡しを証する書面を発行可能か、また、引渡しから発行までの期間をご教示ください。	事業契約書(案)【別紙10 目的物引渡書】を2部作成いただき、1部に市にて押印の上事業者に交付することは可能です。その場合、引き渡しから交付までは概ね2週間程度を予定しています。
13	事業契約書(案)	事業契約書(案)	21	第41条	1	契約不適合であるとき、事業者に過失があるか否かにかかわらず、修補の履行を求めるとありますが、契約不適合という過失に対してのみ修補を行うと読み替えてよろしいでしょうか。	本契約においては契約の内容に適合した本施設等の引渡しを求めているため、契約不適合があればそれが事業者の過失に基づくものであるか否かにかかわらず、履行の追完や損害賠償を行っていただく必要があります。
14	事業契約書(案)	本施設等の引渡し遅延による費用負担	22	第43条		貴市において増加費用をご負担いただく場合で、事業者に金利スワップ取引契約の解約に伴う費用以外の金融費用が発生するケースにおいては、合理的な範囲でご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	個別具体の事象の内容によりますが、一般的な資金調達方法を超えた特殊な金融スキームを採用されたことに基づいて発生した金融費用については、合理的な因果関係の範囲外のものと考えています。
15	事業契約書(案)	契約保証金等について	22	第44条		事業契約書(案)に定める契約保証金又は履行保証保険等について、サービス対価の改定があった場合はどのような対応となりますか。当初の預託額又は付保額に据え置きとしていただけますでしょうか。	サービス対価の改定に合わせて、契約保証金又は履行保証保険などの額も変更いただく必要があります。ただし、サービス対価減額の場合は据え置きとしていただいても構いません。
16	事業契約書(案)	本施設等に係る光熱水費等の負担	26	第54条	1	第54条には衛生消耗品を貴市が負担するとありますが、要求水準書P.56 8 清掃業務(2)要求水準 ア共通事項には「トイレトペーパーなどの衛生消耗品等の購入は事業者にて実施すること。」とあります。事業契約書が正でよろしいでしょうか。	要求水準書を正とします。事業契約書(案)を修正します。
17	事業契約書(案)	事業契約書 本施設等引渡し前の事業者の責めに帰すべき理由による契約解除等	31	第75条	3	本施設引渡し前に契約が解除された場合、施設整備の対価の100分の10の違約金が発生するとなっていますが、基本協定書第13条の賠償金は、事業契約締結後では事業契約が優先され負担しないとの認識でよいでしょうか。	基本協定の有効期間は事業契約の契約期間の終了時までであり(基本協定書第16条)、基本協定書第13条の賠償金支払義務は事業契約締結後も存続します。基本協定書第13条第3項に基づき、同条第1項に定める落札者(グループ構成員)の市に対する賠償金支払債務は、事業契約書第75条第3項並びに第79条第5項及び第6項に定める事業者の市に対する債務と金額の等しい範囲内で連帯債務の関係になりますので、その範囲では二重に支払義務を負っている訳ではありません。

■事業契約書(案)に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所			質問	回答
			頁	条	項		
18	事業契約書(案)	本施設等引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	32	第75条	5	貴市が支払う出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの運営経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	出来形部分の評価はサービス対価A(ただし、A-3を除く)に市が査定する完成割合を乗じて行うものであり、サービス対価A-2の範囲では含まれますが、それ以上については含まれません。
19	事業契約書(案)	本施設等引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	32	第76条	2	貴市が支払う出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの運営経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.18の回答を参照してください。
20	事業契約書(案)	本施設等引渡し前の法令変更による契約解除等	33	第77条	2	貴市が支払う出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの運営経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.18の回答を参照してください。
21	事業契約書(案)	本施設等引渡し前の不可抗力による契約解除等	33	第78条	2	貴市が支払う出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの運営経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.18の回答を参照してください。
22	事業契約書(案)	事業契約書 本施設等引渡し以降の契約解除等	34	第79条	5	本施設引渡し以降に契約が解除された場合、当該事業年度の維持管理対価の100分の10の違約金が発生するとなっていますが、基本協定書第13条の賠償金は、事業契約締結後では、事業契約が優先され負担しないとの認識でよいでしょうか。	質問No.17の回答を参照してください。
23	事業契約書(案)	不可抗力等による追加金融費用の負担について	38	第89条	1	不可抗力や法令変更、行政指導変更など、事業者に帰責しない事由による工期遅延・費用増加時の追加金融費用(例:ブレイクファンディング、借入金利増加等)については、合理的な範囲で貴市にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	法令変更による増加費用の取扱いについては第87条、不可抗力による増加費用の取扱いについては第89条に規定のとおりです。また、それらの場合の「合理的な増加費用」の考え方については、質問No.1の回答を参照してください。
24	事業契約書(案)	銀行団との協議	40	第95条	1	銀行等の金融機関から借り入れをしない場合は本条項は削除されるとの理解でよろしいでしょうか	当面、銀行等の金融機関から借り入れをされない場合は事実上、本条が適用される場面はないこととなりますが、将来において融資がなされる可能性も否定できないこともあり、条文自体を削除することはいたしません。

■事業契約書(案)別紙に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所					質問	回答
			頁	数	(数)	数	カナ		
1	事業契約書(案) 別紙	【別紙6】 サービス対価の構成、算定方法、支払方法及び改定方法	9	3	(2)			「市は「別紙12 モニタリング及びサービス対価の減額等」に基づく確認を行い、当該四半期の支払金額を通知する。」とありますが、当該通知はいつまでにいただけるのでしょうか。請求書の提出時期に影響するためご教示ください。	減額措置等発生時期により通知のタイミングが異なるため、現時点では回答できません。
2	事業契約書(案) 別紙	【別紙6】 サービス対価の構成、算定方法、支払方法及び改定方法	9	3	(2)			①サービス対価B-1 及びB-3と、②サービス対価B-2の「第1回の支払を令和11年3～6月分、第2回の支払を令和7～9月分とし、以降、10～12月分、1～3月分、4～6月分と、3か月ごとに、事業期間中全60回にわたり支払う。」と記載ございますが、令和7～9月分としての令和7の記載は令和11年7～9月との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。当該資料を修正します。
3	事業契約書(案) 別紙	【別紙6】 サービス対価の構成、算定方法、支払方法及び改定方法	10	4	(1)	①	イ	開業準備業務のうち什器・備品調達業務は、提案書提出時から納品まで3年ほどあり物価上昇が見込まれます。物価変動に伴うサービス対価の改定をして下さい。 改定する際の指標は、日本銀行による「国内企業物価指数」のうち、「その他工業製品(主な品目：自動車タイヤ、平版印刷物、事務所用・店舗用装備品)」の指数を基準として下さい。 物価上昇が続いている昨今において、3年後の備品調達業務の対価の改定が行われないことは事業者にとって大きなリスクとなり、リスクヘッジのために過大なコストを見込むことになります。	原案のとおりとします。
4	事業契約書(案) 別紙	【別紙6】 サービス対価の構成、算定方法、支払方法及び改定方法	10	4	(1)	①	ウ	サービス対価の改定において、基準日を債務負担行為の設定日もしくは入札公告日にしていただきたい。2025年6月から9月の3ヶ月間ですでに建設物価調査会の物価指数は1%上昇しております。	原案のとおりとします。
5	事業契約書(案) 別紙	【別紙6】 サービス対価の構成、算定方法、支払方法及び改定方法	12	4	(1)	②		「サービス対価A-2(割賦元本)の改定は行わない。」とありますが、当該サービス対価に含まれる「解体業務及び関連業務に要する費用」については、サービス対価A-1に準じて改定対象としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
6	事業契約書(案) 別紙	【別紙6】 サービス対価の構成、算定方法、支払方法及び改定方法	12	4	(2)	-	イ	改定見直し変動率が3%となっておりますが、3%分を事業者で見込むことは厳しいため、サービス対価Aの建中と同様に1.5%以上として下さい。	原案のとおりとします。

■事業契約書(案)別紙に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所					質問	回答
			頁	数	(数)	数	カナ		
7	事業契約書(案) 別紙	【別紙6】 サービス対価の構成、算定方法、支払方法及び改定方法	12	4	(2)	-	イ	「令和N年度のサービス対価Bは、直前の改定の基礎となった指標値(初回の改定が行われるまでは、提案書提出日の属する月の指標値)と、令和N-1年6月の指標値を比較し、3%を超える変動がある場合は、市及び事業者は物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる」と記載がございますが、「毎月勤労統計調査 賃金指数」(厚生労働省)における「就業形態別きまって支給する給与(調査産業計・一般労働者・30人以上)」の指標を確認すると、2021年～2022年で前年度平均0.3%、2022年か～2023年で0.9%の上昇率となります。 2023年～2024年では前値年度平均3.2%の上昇となりますが、以前の状況から鑑みて人件費の最低賃金の上昇率とはかけ離れた上昇率のため、3%ではなく1.5%としていただきたい。	原案のとおりとします。
8	事業契約書(案) 別紙	【別紙6】 サービス対価の構成、算定方法、支払方法及び改定方法	12	4	(2)	-	ウ	「令和N年度のサービス対価Bは、直前の改定の基礎となった指標値(初回の改定が行われるまでは、提案書提出日の属する月の指標値)と、令和N-1年6月の指標値を比較し、3%を超える変動がある場合は、市及び事業者は物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる」と記載がございますが、「毎月勤労統計調査 賃金指数」(厚生労働省)における「就業形態別きまって支給する給与(調査産業計・一般労働者・30人以上)」の指標を確認すると、2021年～2022年で前年度平均0.3%、2022年か～2023年で0.9%の上昇率となります。 2023年～2024年では前値年度平均3.2%の上昇となりますが、大阪府の最低賃金の上昇率は2021年～2022年で3%、2022年～2023年で4%、2023年～2024年で5%、2024年～2025年で6%となっており、「毎月勤労統計調査 賃金指数」(厚生労働省)における「就業形態別きまって支給する給与(調査産業計・一般労働者・30人以上)」の上昇率とはかけ離れた上昇率のため、使用する指標を「最低賃金の上昇率」としていただきたい。	原案のとおりとします。
9	事業契約書(案) 別紙	【別紙6】 サービス対価の構成、算定方法、支払方法及び改定方法	12	4	(2)	-	ウ	毎月勤労統計調査の賃金指数は人件費の変動のみを示していますが、日本銀行の「サービス価格指数(建物サービス)」は人件費だけでなく材料費や経費なども含めた業務全体のコスト構造を反映しています。そのため、契約改定指標には「サービス価格指数(建物サービス)」も加えていただけますでしょうか。 人件費だけでなく、材料費や経費も含めた業務全体のコスト構造を考慮できるため、より実態に即した改定が可能となります。	原案のとおりとします。
10	事業契約書(案) 別紙	【別紙9】 加入する保険	17					維持管理期間に付保する「施設賠償責任保険」に関して、被保険者に市、事業者、維持管理企業(その再委託先も含む)と記載がございますが、当該被保険者に「市」がふくまれますと、維持管理企業全体で付保している保険とは別途で保険を付保する必用があり、事業費が増加するため、「維持管理業務賠償責任保険」と同様に、「事業者、維持管理企業(その再委託先も含む)」としていただきたい。	原案のとおりとします。

■事業契約書(案)別紙に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所					質問	回答
			頁	数	(数)	数	カナ		
11	事業契約書(案) 別紙	【別紙12】 モニタリング及びサービス対価の減額等 フロー図	22	1				モニタリング及び改善要求棟の措置のフローで要求水準の未達成が確認された場合に市が改善勧告と同時に減額または罰則点の付与となっていますが、突発的な事故や故障により要求水準の未達成が発生する可能性もあります。速やかに改善を行った場合は、減額または罰則点の付与がなされないよう変更を検討していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、改善勧告は、「事業契約書(案)【別紙12】1(3)①ア 改善勧告」に記載のとおり、市がモニタリングの結果「事業者の責めに帰すべき事由により」、業務要求水準を達成していない又は達成しないおそれがあると判断した場合に行うものです。
12	事業契約書(案) 別紙	【別紙12】 モニタリング及びサービス対価の減額等	27	3	(2)			念のための確認ですが、維持管理及びその他の対価の減額は、設計及び建設・工事監理業務のサービス対価には及ばないという理解でよろしいでしょうか。	減額措置についてはご理解のとおりです。 なお、損害賠償を請求する場合には相殺等により施設整備の対価に影響が及ぶ可能性はあります。
13	事業契約書(案) 別紙	【別紙13】 法令変更による増加費用及び損害の負担	31					法令変更により、本事業の実施に関して事業者が発生する増加費用には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に関する質問No.23の回答を参照してください。
14	事業契約書(案) 別紙	【別紙14】 不可抗力による増加費用及び損害の負担	32					不可抗力により、本事業の実施に関して事業者が発生する増加費用には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に関する質問No.23の回答を参照してください。